平成２２年（フ）第５５２号
鹿児島県鹿児島市紫原３丁目21番１号西村ハイツ202号
債務者　中　　守雄
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第６８９号
鹿児島県鹿児島市紫原１丁目５番51―14号新山王方
債務者　池田　祥子
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第６９４号
鹿児島県鹿児島市上之園町13番地25ラブニール上之園201号
債務者　中山　惠子
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第７１５号
鹿児島県鹿児島市上荒田町26番29号グランデ瑞穂４―Ｂ号、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市上之園町７番地17岡山ビル201号
債務者　岡山　秀昭
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第７４０号
鹿児島県鹿児島市武岡２丁目22番地１市住7033号
債務者　田中　公平
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１５４号
鹿児島県志布志市志布志町帖6028番地６
債務者　長野　藤秋
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第１５５号
鹿児島県志布志市志布志町帖6028番地６
債務者　長野千鶴子
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第４５０号
沖縄県島尻郡南風原町字兼城301番地の１オアシスキューズ201
債務者　川満奈津子（旧姓名嘉）
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第４７６号
沖縄県浦添市字経塚560番地　経塚市街地住宅Ａ―504
債務者　佐久本春枝
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２２４号
茨城県守谷市百合ケ丘３丁目2802番地の17
債務者　滝川　佳代（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第２３６号
茨城県取手市小文間5259番地３
債務者　酒井　　旭
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第７７号
千葉県長生郡長生村岩沼498番地
債務者　貝沼　広之
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第１０９号
千葉県茂原市下永吉2350番地　シティハイムヒロＢ―207、住民票上の住所千葉県茂原市早野2673番地２
債務者　米倉　信之
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第１１１号
千葉県茂原市本納1795番地３　ドルフィン103号
債務者　間宮　智恵（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第１１６号
千葉県茂原市高師418番地11
債務者　戸田由紀子
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第５８号
千葉県館山市正木1397番地の４
債務者　川﨑由加利
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２２年（フ）第１２０号
長野県諏訪市豊田178―１ガーデンアベニューＡ202、住民票上の住所長野県北佐久郡立科町大字芦田八ケ野1667番地４
債務者　伊藤　利昭
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
長野地方裁判所諏訪支部